

広報とやま 令和元年(2019年)6月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

ネット通販の定期購入トラブル～購入条件をしっかり確認しましょう～

事例

スマホで「定価10,000円の化粧品が、初回に限り1,000円で買える」という広告を見て、おためしのつもりで申し込んだ。しばらくして2回目の商品発送通知メールが届き、確認したところ、4回購入が条件の定期購入だと分かった。「4回の購入合計金額は31,000円」との記載があったが、2回目以降の商品は不要なので、解約したい。



【アドバイス】

通信販売に無条件で解約できるクーリング・オフ制度はありません。注文前に購入条件をしっかり確認しましょう。

法律の改正により、通信販売の広告やインターネット通販の申込確認画面に、定期購入契約である旨や金額、契約期間などの販売条件を表示する義務が追加されました。

商品を購入する際は、申込最終確認画面で、定期購入が条件になっていないか、なっている場合は支払総額が明記されているかなどを確認し、印刷するなどして記録を残しておきましょう。

消費生活センター相談受付時間… (土) (日) (祝) を含む毎日10:00～18:30 (年末年始およびCiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047